「カメラ画像利活用ガイドブックver1.0」概要

平成29年1月

カメラ画像の利活用で実現できること

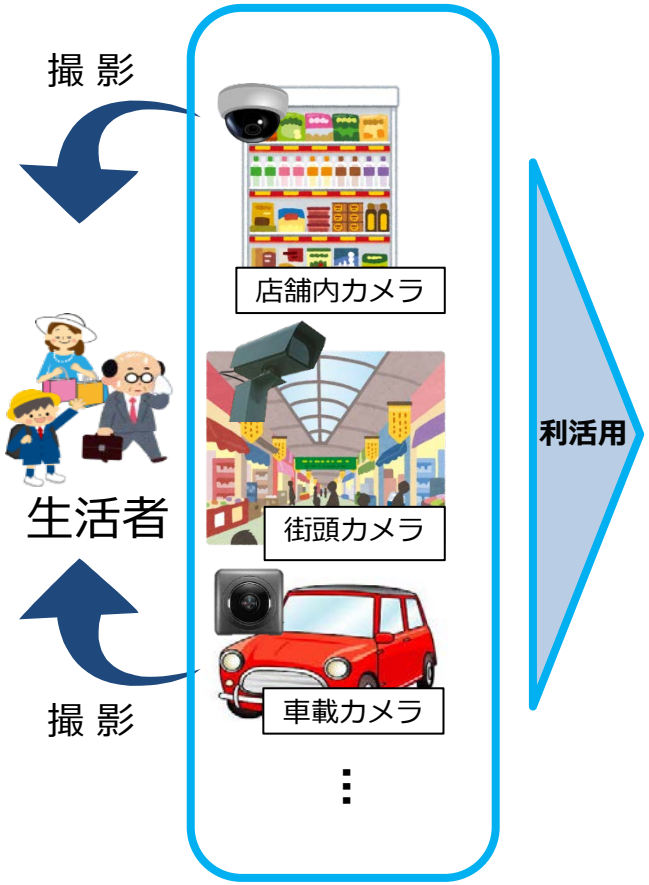

➢スマートに手に入れる

・欲しいものが欲しい時に手に入る
・膨大な商品廃棄を減らし、省エネ・省資源化

➢スマートな街づくり

・混雑や渋滞がなく、スムーズな移動が可能に
・将来の自動運転の研究開発にも貢献

➢安心安全な社会

・迷子や急病患者の早期発見も可能に
・災害時の避難計画や群衆誘導支援

「カメラ画像利活用ガイドブックver1.0」について

➢背景

・　カメラ画像については、顧客満足度の向上等の観点で利活用ニーズが高いが、下記特徴を有する。
・　他方で事業者は、カメラによる撮影にあたっての事前告知等、生活者とのコミュニケーションに課題があることで、カメラ画像の利活用を躊躇。
・　更に、生活者の不安（例えば「データの利用目的が分からない」等）を払拭することが必要。
・　このため、事業者が利活用するにあたり、生活者とそのプライバシーを保護し、適切なコミュニケーションをとるにあたっての配慮事項を、事業者によるユースケースを基に整理。

（カメラ画像の特徴）

- 個人情報の取得への暗黙の同意を行っているとは限らない状況で、個人情報の取得が行われる。
- カメラ本体を目視しただけでは、カメラで取得された情報の利用範囲が想像・把握できない。
- 本人が希望・意図する範囲を超えた情報の取得が行われ、本人の想像しない情報が後日開示等される可能性がある。
- 取得時点では撮影側も予想しない情報が、解析・プロファイリング技術の進歩により後日明らかになる可能性がある。

➢ ガイドブックの位置づけ

・　生活者とのコミュニケーション方法を検討する等、生活者と事業者間での相互理解を構築するための参考とするもの。（記載された配慮事項を事業者へ強制するものではない。）
・　これらを基に、事業者の業界・業態に応じた利活用ルールの設定を期待。

「ガイドブックの適用対象」について

➢ 前提

・　個人情報保護法等関係法令を遵守し、個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用を検討する事業者。

※　防犯目的で取得されるカメラ画像の取扱いは対象外

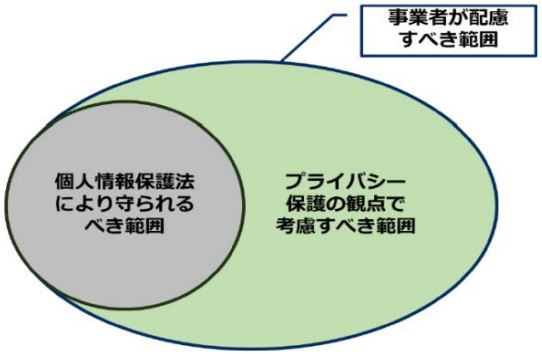

➢ カメラの類型

（下記にあてはまらない類型については、別途検討が必要）

■　特定空間（店舗等）に設置されたカメラ

店舗入り口(店内側)

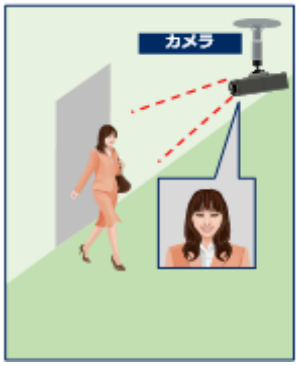

○入出の時点で画像を取得
○特徴量データを抽出し人物属性を推定した後、速やかに撮影画像と特徴量データを破棄

【レジ待ち時間の短縮等】

店舗内全体

○空間内を人物等が行動する画像を取得し座標値を取得
○動線データを生成した後、速やかに撮影画像と特徴量データを破棄

【品揃えの充実等】

■　公共空間に向けたカメラ

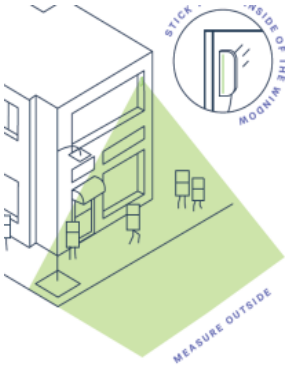

○通行する人・車等を識別
○人・車等の数を計測した後、速やかに撮影画像を破棄

【都市計画等】

○街中の看板・交通標識、及び道路の混み具合を識別
○情報を抽出した後、速やかに撮影画像を破棄

【地図利便性向上】

■　準公共空間（駅改札等）に設置されたカメラ

○通行する人物を撮影
○アイコン化処理の後、速やかに撮影画像を破棄

【代替交通手段の検討等】

➢ 配慮事項の整理

・　以下の利活用の過程毎に配慮事項を整理。

①基本原則 ⇨ ②事前告知時 ⇨ ③取得時 ⇨ ④取扱い時 ⇨ ⑤管理時

➢ ①基本原則

・　特定の個人の識別が可能な画像であれば、個人情報保護法の遵守と共に、以下の対応が必要。

a.　取得・加工・保存・利活用の各過程におけるデータのライフサイクルを定めると共に、データが記録・保存される機器やサーバ群、及びネットワーク上の各所における責任主体を定め、リスク分析を適切に実施すること。

b.　運用実施主体を明確に定め、相談や質問・苦情等を受け付けることのできる一元的な連絡先を設置すること。

c.　カメラ設置場所周辺で勤労する従業員等に対する教育を実施する等、生活者が一貫した説明を受けられるような施策を実施すること。

d.　生活者がカメラ画像利活用のメリットを実感しているか、不満が無いかといった意見をくみ取り、利活用方法の改善を検討する等、生活者との対話の努力をすること。

e.　パブリック空間を撮影する場合、設置場所の自治体で定められる条例を遵守すること。

➢ ②事前告知時（既設のカメラに新たな利用目的を追加し撮影する場合にも適用）

・十分な期間をもって事前告知を行う。
・撮影対象場所における物理的な方法（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）、もしくは電子的な方法（自社ホームページ上でのリリース等）、あるいは両方を組み合わせた方法。
※　具体的な告知内容・告知方法については、生活者がその情報を得る機会が増すよう、撮影対象場所や利活用目的等を総合的に考慮し、事業者が決定する。

■　記載内容例

○カメラ画像の内容及び利活用目的
○運用実施主体の名称及び連絡先
○カメラ画像の利活用によって生活者に生じるメリット
○カメラの設置位置及び撮影範囲
○カメラ画像から生成または抽出等するデータの概要
○生成または抽出等したデータからの個人特定の可否
○生成または抽出等したデータを第三者へ提供する場合、その提供先
○データ利活用の開始時期　　等

■　事前告知文面例

株式会社○○○では、お客様のレジ待ち時間の改善するサービスを、
○月○日より開始します。

本サービスでは、店舗内カメラの映像を元に、お客様の来店状況、店舗内の混雑状況、お客様の年代等を推定したデータを活用し、レジの混雑度を予測することで、対応する店員の配置の効率化を図ります。

店舗内カメラの映像から、即時にお客様の特徴を示すデータを抽出し、そこから推定するお客様の性別や年代等のデータをレジ混雑度の予測に活用します。
カメラの映像は特徴を示すデータを抽出後に、特徴を示すデータは性別等の推定後に、それぞれ破棄しますので、推定したデータおよび予測結果には、個人を特定可能な情報は含まれません。

なお、データは当社グループのみで利用し、他社へ提供することはございません。

・撮影期間　　：2016/1/1～2016/12/31
・撮影カメラ台数　　：○台
（設置場所と撮影対象範囲はこちらの予定）
・映像から取得・加工・推定・予測を予定しているデータ
【取得】お客様の顔を含む全身画像
【加工】顔を含む全身画像から生成するお客様の特徴を示すデータ
【推定】来店者人数、性別、年代
【予測】レジ混雑度

本件に関するお問い合わせ先　xxx@xxxx.com, 0120-xxx-xxx

※　既設のカメラにより撮影・保存済みの画像データを新たな目的で利活用する場合については、当該画像データに写る生活者から改めて同意を取得する必要がある点に留意が必要。

➢ ③取得時（既設のカメラに新たな利用目的を追加し撮影する場合にも適用）

・通知を行う必要がある。
・撮影対象場所における物理的な方法（ポスターの掲示やパンフレットの配布等）、もしくは電子的な方法（自社ホームページ上でのリリース等）、あるいは両方を組み合わせた方法。
※　具体的な通知方法・通知内容については、生活者が容易にその情報を得られるよう、撮影対象場所や利活用目的等を総合的に考慮し、事業者が決定する。

■　記載内容例

○運用実施主体の名称及び連絡先
○カメラ画像の利活用によって生活者に生じるメリット
○カメラの設置位置及び撮影範囲
○カメラ画像から生成または抽出等するデータの概要
○生成または抽出等したデータの保存期間
○生成または抽出等したデータからの個人特定の可否
○生成または抽出等したデータを第三者へ提供する場合、その提供先

等

■　通知文面例

ご案内

○○○　**XX店（株式会社○○○）**では、カメラ映像を利用し、お客様の来店・混雑状況の推定から、レジ前の混雑時間帯を予測し、店員配置の効率化のために役立てております。
これにより、お客様がレジでお待ちいただく時間を短縮し、より便利に店舗をご利用いただけるようサービスの更なる向上を図ります。

カメラで撮影された映像は、即時にお客様の特徴を示すデータを抽出し、そこから推定するお客様の性別や年代等のデータをレジ混雑度予測に活用しています。
カメラ映像は特徴を示すデータの抽出後に、特徴を示すデータは性別等の推定後に、それぞれ破棄しておりますので、推定したデータおよび予測結果には個人を特定可能な情報を含んでおりません。

なお、データは当社グループのみで利用し、他社へ提供することはございません。

～　※注釈　～
・映像から取得・加工・推定・予測しているデータ
【取得】お客様の顔を含む全身画像
【加工】顔を含む全身画像から生成するお客様の特徴を示すデータ
【推定】来店者人数、性別、年代
【予測】レジ混雑度

・詳細は以下のホームページでご覧いただけます。
URL：http://www.●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

※　既設のカメラにより撮影・保存済みの画像データを新たな利用目的で利活用する場合については、当該画像データに写る生活者から改めて同意を取得する必要がある点に留意が必要。

➢ ④取扱い時

・利活用に必要となるデータを生成または抽出等した後、元となるカメラ画像は速やかに破棄する。
・カメラ画像の処理方法を明確にし、処理後のデータによる個人の再特定のリスクについてあらかじめ分析を行う。
・処理後のデータを保存する場合、処理にあたっては、保存後のデータを用いた個人の特定が不可能となるような方法を用いる。

➢ ⑤管理時

・カメラ画像の利活用に伴って生じるリスク分析を、機器特有の状況（事前同意の取得が困難である等）を十分に鑑みて実施し、カメラ画像から生成または抽出等したデータに対して適切な安全管理措置及びセキュリティ対策を行う。
・カメラ画像の利活用を開始するにあたっては、情報の漏えいや不用意な伝播や利用目的外の利用を防ぐため、取得したカメラ画像・当該カメラ画像から生成または抽出等したデータについての取得項目・利用範囲・アクセス権・保持期間等を適切に定める。
・カメラ画像から生成または抽出等したデータを第三者へ提供する場合、当該第三者との間で、データの利用条件や内容について定めた契約を締結する。
・第三者との契約条件（データの内容や利用条件等）に変更が生じ、生活者に通知したデータの利用条件に変更が生じた場合には、十分な期間をもって事前告知を行う。

【適用ケース 1】店舗内設置カメラ（属性の推定）

＜ユースケースの概要＞

●店舗内設置カメラやセンサを用い、来店者の人物属性（年齢・性別）を推定し、レジ混雑状況等を予測。
●レジ待ち時間の短縮やオペレーション（従業員配置等）の効率化に活用する。

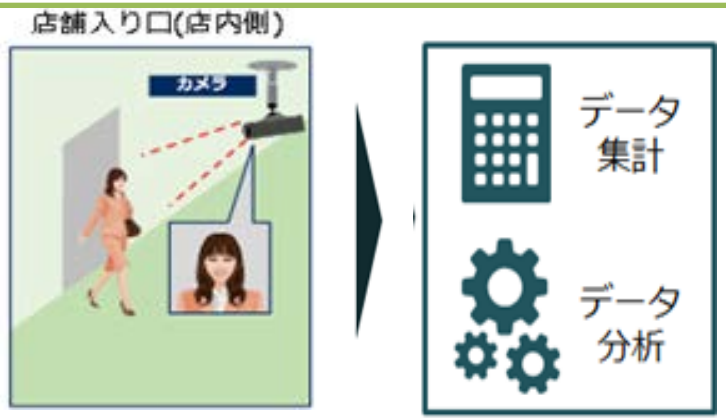

●店舗入口での通知文面例

ご案内

○○○　**XX店（株式会社○○○）**では、カメラ映像を利用し、お客様の来店・混雑状況の推定から、レジ前の混雑時間帯を予測し、店員配置の効率化のために役立てております。
これにより、お客様がレジでお待ちいただく時間を短縮し、より便利に店舗をご利用いただけるようサービスの更なる向上を図ります。

カメラで撮影された映像は、即時にお客様の特徴を示すデータを抽出し、そこから推定するお客様の性別や年代等のデータをレジ混雑度予測に活用しています。
カメラ映像は特徴を示すデータの抽出後に、特徴を示すデータは性別等の推定後に、それぞれ破棄しておりますので、推定したデータおよび予測結果には個人を特定可能な情報を含んでおりません。

なお、データは当社グループのみで利用し、他社へ提供することはございません。

～　※注釈　～
・映像から取得・加工・推定・予測しているデータ
【取得】お客様の顔を含む全身画像
【加工】顔を含む全身画像から生成するお客様の特徴を示すデータ
【推定】来店者人数、性別、年代
【予測】レジ混雑度

・詳細は以下のホームページでご覧いただけます。
URL：http://www.●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●配慮事項の対応例

分類	配慮事項	配慮事項に基づき、実施する対応例
基本原則	①リスク分析の適切な実施 一元的な連絡先の設置	・データのライフサイクル等を分析し、システム管理者等を定めた運用体制を構築している。 ・問い合わせ窓口を設置した。
事前告知時の配慮	②事前告知の実施	・自社 HP 上でのリリースを実施した。 ・新聞等メディアへの掲載を促した。
	③事前告知内容	・運営実施主体として「当社が店舗を対象に実施する」旨を明記した。 ・「お客様の来店・混雑状況を推定する」という目的を明記した。 ・事業者の実施したい内容（混雑予測時間の推定等）と、生活者に対するメリット（レジ待ち時間の短縮等）を記載した。 ・個人特定にはつながらないことを明記した。
	④多言語化	・英語、中国語、韓国語による自社 HP 上での情報発信を行った。
取得時の配慮	⑤通知の実施	・店舗入口の見やすい位置にポスター掲示した。 ・自社 HP 上へ掲載している。
	⑥通知内容	・運用実施主体の主語を「株式会社○○」として記載した。 ・「お客様の来店・混雑状況を推定する」という目的を明記した。 ・事業者の実施したい内容（混雑予測時間の推定等）と、生活者に対するメリット（レジ待ち時間の短縮等）を記載した。 ・個人特定にはつながらないことを明記した。
	⑦多言語化	・英語、中国語、韓国語による HP 上での情報発信を行った。
取扱い時の配慮	⑧画像の破棄	・カメラ画像はシステムメモリ上で処理され、保存されることなく破棄する。
	⑨処理方法の明確化	・「お客様を個々に特定できないデータ」に処理している。
	⑩処理データの保存	・推定した属性情報から生成した混雑予測値を統計情報として保存する。
管理時の配慮	⑪適切な安全管理措置	・撮影したカメラ画像データは特徴量データ抽出後、直ちに破棄している。 ・特徴量データは、属性情報を推定した時点で、直ちに破棄している。
	⑫利用範囲、アクセス権	・データの利活用は自社グループ内に限定している。 ・データアクセスをシステム管理者のみに限定している。
	⑬第三者提供時の適切な契約締結	・他社へ提供しないことを自社 HP 上に明記した。
	⑭契約変更時の事前告知	－

【適用ケース 2】店舗内設置カメラ（人物の行動履歴の生成）

＜ユースケースの概要＞

●店舗内設置カメラやセンサを用い、来店者の行動履歴（店舗内の移動状況や棚前での行動）を取得・分析。
●品揃えの充実やマーチャンダイジング（店内レイアウト変更等）に活用する。

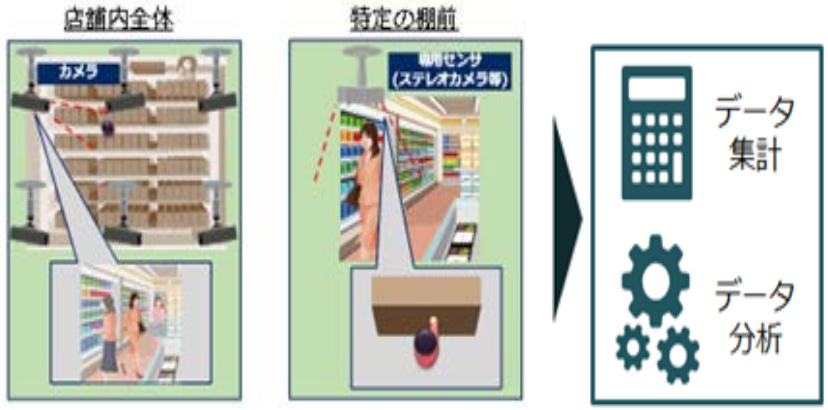

●店舗入口での通知文面例

ご案内

○○○　**XX店**では、お客様の店舗内での行動履歴を分析するため、カメラ映像を利用しております。
これにより、商品の見つけやすさ、品揃えを改善し、商品棚の欠品を防ぎより一層のお客様満足度の向上に役立てております。

カメラで撮影された映像は保存せず、お客様の特徴を示すデータを即時に抽出し、店舗内での位置や棚前での行動を座標値として取得しております。
この座標値から、お客様の店舗内での移動・滞留状況および棚から手に取られた商品の分析を行っております。

特徴を示すデータは座標値を取得すると同時に破棄しており、お客様の行動履歴を推定するデータには、個人を特定する情報を含んでおりません。

なお、データは当社グループのみで利用し、他社へ提供することはございません。

～　※注釈　～
・映像から取得・加工・推定・分析しているデータ
【取得】お客様の顔を含む全身画像
【加工】顔を含む全身画像から生成するお客様の特徴を示すデータ
【推定】性別、年代
【分析】店舗内での移動・滞留状況、お客様が手に取られた商品

・詳細は以下のホームページでご覧いただけます。
URL：http://www.●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●配慮事項の対応例

分類	配慮事項	配慮事項に基づき、実施する対応例
基本原則	①リスク分析の適切な実施 一元的な連絡先の設置	・データのライフサイクル等を分析し、システム管理者等を定めた運用体制を構築している。 ・問い合わせ窓口を設置した。
事前告知時の配慮	②事前告知の実施	・自社 HP 上でのリリースを実施した。 ・新聞等メディアへの掲載を促した。
	③事前告知内容	・運営実施主体として「当社が店舗を対象に実施する」旨を明記した。 ・「お客様の店舗内での行動履歴を分析する」という目的を明記した。 ・事業者の実施したい内容（商品の見つけやすさ、品揃えを改善、欠品の防止）記載した。 ・個人特定にはつながらないことを明記した。
	④多言語化	・英語、中国語、韓国語による自社 HP 上での情報発信を行った。
取得時の配慮	⑤通知の実施	・店舗入口の見やすい位置にポスター掲示した。 ・自社 HP 上へ掲載している。
	⑥通知内容	・運用実施主体の主語を「株式会社○○」として記載した。 ・「お客様の店舗内での行動履歴を分析する」という目的を明記した。 ・事業者の実施したい内容（商品の見つけやすさ、品揃えの改善）と、生活者に対するメリット（満足度の向上）を記載した。 ・個人特定にはつながらないことを明記した。
	⑦多言語化	・英語、中国語、韓国語による HP 上での情報発信を行った。
取扱い時の配慮	⑧画像の破棄	・カメラ画像そのものはシステムメモリ上で処理され、保存されることなく破棄する。
	⑨処理方法の明確化	・「お客様を個々に特定できないデータ」に処理している。
	⑩処理データの保存	・個人の特定には至らない動線データを保存する。 ・座標値を取得する範囲を、「店舗内」に限定している。
管理時の配慮	⑪適切な安全管理措置	・撮影したカメラ画像データは特徴量データ抽出後、直ちに破棄している。 ・特徴量データは座標値取得のために利用し、対象が移動し、次の座標値を取得した時点で破棄している。
	⑫利用範囲、アクセス権	・データの利活用は自社グループ内に限定している。 ・データアクセスをシステム管理者のみに限定している。
	⑬第三者提供時の適切な契約締結	・他社へ提供しないことを自社 HP 上に明記した。
	⑭契約変更時の事前告知	－

【適用ケース 3】屋外に向けたカメラ（人物形状の計測）

＜ユースケースの概要＞

●通行する人・車等を形状認識し、通行者の人数を計測。
●歩行者・自転車・車の量や方向等のデータを取り出し、出店計画等に活用する。

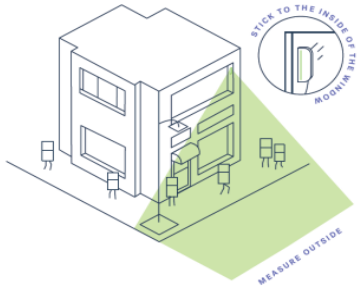

Placemeterで計測できるもの

※行動パターンと形で機械学習、顔の特定は行わない

●店舗入口での通知文面例

ご案内

　○○○　**XX店**では、当店出入り口付近の映像を撮影し、ご来店いただいたお客様の数を計測しております。
　撮影した映像からは人数計測のみを実施し、計測結果にはお客様の風貌や人物の特徴を示す内容および個人の特定につながる情報は含まれておりません。
　なお、撮影した画像データは、人数を計測した後、即時削除しております。

・詳細は以下のホームページでご覧いただけます。
URL：http://www.●●●●●●●●●●●●●

●配慮事項の対応例

分類	配慮事項	配慮事項に基づき、実施する対応例
基本原則	①リスク分析の適切な実施 一元的な連絡先の設置	・データのライフサイクル等を分析し、システム管理者等を定めた運用体制を構築している。 ・問い合わせ窓口を設置した。
事前告知時の配慮	②事前告知の実施	・自社 HP 上でのリリースを実施した。 ・新聞等メディアへの掲載を促した。
	③事前告知内容	・「人数の計測」という目的を明確に記載した。 ・計測対象地点を HP 上に掲載した。 ・個人特定につながらないことを明記した。
	④多言語化	・英語、中国語、韓国語による自社 HP 上での情報発信を行った。
取得時の配慮	⑤通知の実施	・計測対象地点において、掲示が合理的である場合は、撮影中であることを示す通知を提示している。 ・自社 HP 上へ掲載している。
	⑥通知内容	・通知文面の主語を「株式会社〇〇」として記載した。 ・計測対象地点を自社 HP 上に掲載した。 ・「人数の計測」という目的を明記した。 ・個人特定につながらないことを明記した。
	⑦多言語化	・英語、中国語、韓国語による自社 HP 上での情報発信を行った。
取扱い時の配慮	⑧画像の破棄	・画像はシステムメモリ上で処理され、保存されることなく破棄する処理を用いている。
	⑨処理方法の明確化	・「来店者数を計測し、数値のみを取得」している。
	⑩処理データの保存	・計測した数値のみを統計情報として保存している。
管理時の配慮	⑪適切な安全管理措置	・カメラ画像は人数の計測処理後、直ちに破棄することを自社 HP 上に明記した。
	⑫利用範囲、アクセス権	・「自社グループ内で利用する」ことを自社 HP 上に明記した。
	⑬第三者提供時の適切な契約締結	・他者へ提供しないことを自社 HP 上に明記した。
	⑭契約変更時の事前告知	－

【適用ケース 4】屋外に向けたカメラ（写り込みが発生し得る風景画像の取得）

＜ユースケースの概要＞

●タクシーのダッシュボードにカメラを設置し、街中の構造物や道路概況を取得・分析。
●地図作成事業者が（人海戦術でやっている）地図データ更新のための事前調査等に活用する。

タクシー

●タクシー車両での通知文面例

Recording and with a recording function

車載カメラ
外向き撮影中
（低解像度で運用中）

Drive Recorder Operating
at low resolution

詳細はWebへ ＊＊＊交通

●配慮事項の対応例

分類	配慮事項	配慮事項に基づき、実施する対応例
基本原則	①リスク分析の適切な実施 一元的な連絡先の設置	・データのライフサイクル等を分析し、システム管理者等を定めた運用体制を構築している。 ・問い合わせ対応マニュアルを作成し、従業員教育を行っている。 ・問い合わせ窓口を設置した。
事前告知時の配慮	②事前告知の実施	・自社 HP 上でのリリースを実施した。 ・新聞等メディアへの掲載を促した。
	③事前告知内容	・「地図情報の更新」という目的を自社 HP 上に明記した。 ・データ提供先として、地図会社を自社 HP 上に明記した。 ・対象車両台数、主要な走行範囲を自社 HP 上に掲載した。 ・個人特定にはつながらないことを明記した。
	④多言語化	・英語による自社 HP 上での情報発信を行った。
取得時の配慮	⑤通知の実施	・車両内外の見やすい位置にシールを掲示している。 ・車内に取り組みのパンフレットを配置している。 ・自社 HP 上へ掲載している。
	⑥通知内容	・車外を撮影していることが明確に分かるような表示とした。 ・自社 HP への誘導方法を明記した。 ・「地図情報の更新」という目的を自社 HP 上に明記した。 ・データ提供先として、地図会社を自社 HP 上に明記した。 ・対象車両台数、主要な走行範囲を自社 HP 上に記載した。 ・個人特定にはつながらないことを明記した。
	⑦多言語化	・英語による自社 HP 上での情報発信を行った。
取扱い時の配慮	⑧画像の破棄	・画像はしかるべき提供の後、破棄する。
	⑨処理方法の明確化	・人物領域のアイコン化を実施し、個人の特定には至らないように配慮した。
	⑩処理データの保存	・処理したデータは、地図会社への提供の後、直ちに削除していることを明記した。
管理時の配慮	⑪適切な安全管理措置	・取得時に、個人が特定できないレベルまで解像度を落として撮影している。 ・その上で人物領域のアイコン化処理を実施している。
	⑫利用範囲、アクセス権	・地図会社へ提供することを通知内容に明記している。 ・自社内のデータ管理者を 1 名任命し、利用企業への提供まで適切な安全管理措置をもって管理している。
	⑬第三者提供時の適切な契約締結	・地図データ作成目的以外に利用しない契約を締結している。
	⑭契約変更時の事前告知	－

【適用ケース 5】駅構内設置カメラ（人物の滞留状況把握）

＜ユースケースの概要＞

●画像解析により人の居場所や動静をアイコン化し、駅の混雑情報や入場規制等を配信。
●乗客自らによる列車運行支障時に迂回や代替交通手段等の行動選択の一助とする。

●改札付近での通知文面例

○○○**株式会社**では、改札付近の混雑状況を可視化するため、駅構内カメラで撮影している画像を利用しています。
運行支障発生時等に、駅の混雑状況などをお客さまにご確認いただくことで、行動判断の一助としていただき、お客様の負担感の軽減や、弊社運行区間のさらなる安全性向上を図ります。

画像の加工と公開にあたっては、撮影されたカメラ画像からお客様の人物形状データを抽出した後に破棄し、抽出したお客さまの画像をアイコンに置換した後、事前に撮影した背景用の画像と重ね合わせて表示を行います。

・データ取得エリア　：　○○駅
・データ取得用カメラの位置：　○○駅改札付近
・データ取得期間　　：　○○○○/○○/○○ ～
・データの利用：専用アプリ　「○○○○」をご利用ください

本件に関するお問い合わせ先：
【お客様センター】　0120-xxx-xxx
xxx@xxxx.com

●配慮事項の対応例

分類	配慮事項	配慮事項に基づき、実施する対応例
基本原則	①リスク分析の適切な実施 一元的な連絡先の設置	・データのライフサイクル等を分析し、システム管理者等を定めた運用体制を構築している。 ・データ処理及び表示方法を 3 種類検討し、アンケート結果によって生活者の意向が高い方法を選択した。 ・問い合わせ窓口を設置した。
事前告知時の配慮	②事前告知の実施	・自社 HP 上でのリリースを実施した。
	③事前告知内容	・「当社が一部の駅舎を対象に実施する」として実施場所を明記した。 ・生活者に対するメリット（負担感の軽減等）を含め、目的を明記した。 ・個人を特定できないデータとして処理することを明記した。
	④多言語化	・現時点では対応していない。
取得時の配慮	⑤通知の実施	・「当社が一部の駅舎を対象に実施する」として実施場所を明記した。 ・改札近辺の見やすい位置にポスター掲示した。 ・自社 HP 上へ掲載している。 ・生活者（沿線顧客）に対するアンケートを実施した。 ・駅員等の社員教育も実施し、問い合わせ対応マニュアルの策定を行った。
	⑥通知内容	・通知文面の主語を「○○株式会社」として記載した。 ・配信対象駅、データ利用開始予定時期を明記した。 ・カメラ位置及び撮影範囲を公開した。 ・生活者に対するメリット（負担感の軽減等）を含め、目的を明記した。 ・個人を特定できないデータとして処理することを明記した。
	⑦多言語化	・現時点では対応していない。
取扱い時の配慮	⑧画像の破棄	・画像はシステムメモリ上で処理され、保存されることなく破棄する。
	⑨処理方法の明確化	・「お客様を個々に特定できないデータ」として処理した。
	⑩処理データの保存	・保存される情報が、個人の特定には至らない旨を自社 HP 上に明記した。
管理時の配慮	⑪適切な安全管理措置	・撮影した画像データは処理後、直ちに破棄している。 ・人物形状を置き換えたアイコンを、無人の背景画像と重ね合わせることにより、形状認識の処理漏れデータ配信を起こさないシステムとしている。
	⑫利用範囲、アクセス権	・データの利活用は自社グループ内に限定している。 ・データアクセスはシステム管理者のみに限定している。 ・データの公開先は、自社製アプリケーションとした。
	⑬第三者提供時の適切な契約締結	・他者へ提供しないことを自社 HP 上に明記した。
	⑭契約変更時の事前告知	－

「カメラ画像の利活用ガイドブック」の目次等

＜ガイドブックの目次＞

１．はじめに

２．本ガイドブックにおける用語の定義

３．ガイドブックの適用対象
　３．１　カメラの類型
　３．２　カメラ画像の取扱い方
　３．３　検討のスコープ

４．配慮事項
　４．１　基本原則
　４．２　事前告知時の配慮
　４．３　取得時の配慮
　４．４　取扱い時の配慮
　４．５　管理時の配慮

５．配慮事項を組み込んだ適用ケース
　ケース(1)　店舗内設置カメラ（属性の推定）
　ケース(2)　店舗内設置カメラ（人物の行動履歴の生成）
　ケース(3)　屋外に向けたカメラ（人物形状の計測）
　ケース(4)　屋外に向けたカメラ（写り込みが発生し得る風景画像の取得）
　ケース(5)　駅構内設置カメラ（人物の滞留状況把握）

6.　別途検討が必要な課題

参考文献
〈参考〉委員構成

＜備考＞

- 本ガイドブックにおける配慮事項に基づく対応を実施し、生活者からの一定以上の理解を得た場合であっても、カメラ画像の取得や利活用に対して、すべての生活者の同意や理解を得ることは困難である。
- カメラ画像の利活用に伴う各種の批判や訴訟の発生リスクを完全に排除することも不可能である。
- 当該サービスの利用者をはじめとした生活者と適切なコミュニケーションを図り、相互理解を構築するために不可欠だと思われる要素を整理したものである。配慮事項に基づく、事業者自らによる、業界・業態に応じた利活用ルールの設定を期待するものである。
- 本ガイドブックはこれが最終版ということではなく、ユースケース等の検討を積み重ね、カメラ画像の利活用を更に促進するよう、ガイドブックの改訂を図っていくこととする。